

# 法人税法132条の3の適用を巡る初の裁決事例 連結法人に係る行為計算を否認、 再度の株式交換は税負担を減少

法人税法132条の3（連結法人（現行は「通算法人」）に係る行為又は計算の否認）の適用を巡る初めての裁決事例が判明した（東裁（法）令7第6号）。本件は、東証プライム市場に上場する光通信の子会社であったインタア・ホールディングスが過去に行った株式交換を含む組織再編に関するもの。同社が株式交換により、光通信の完全子会社となり連結納税へ加入することになった後、再度の株式交換により連結納税から離脱し、新たな連結納税において連結欠損金額相当額を引き継いで損金の額に算入して法人税等の申告を行ったが、原処分庁が、2度目の株式交換は税負担を減少させることを意図したものであって、連結法人に係る行為又は計算の否認規定を適用し更正処分等を行ったものである。

審判所は、請求人が行った株式交換は、連結納税制度（※令和4年4月からグループ通算制度に移行）では通常は想定しない手順等に基づいたものであり、また、実態とは乖離した形式を作出したものと評価される不自然なものであると指摘。2度目の株式交換は、新たに形成した請求人を連結親法人とする連結納税グループの連結申告において連結欠損金額相当額を繰越控除することにより税負担を減少させることのみを目的として行われたものと認められるとの判断を示し、請求人の請求を棄却した。

なお、本事案は、すでに東京地方裁判所に提訴されている。

## 株式交換による完全子会社化後に連結納税から1か月後に離脱

本件は、請求人（インタア・ホールディングス）自身を連結親法人とする連結納税において連結欠損金額が生じていたところ、他の法人（光通信）との株式交換（株式交換1）により当該法人の連結納税に加入することとなった後、再度の株式交換（株式交換2）により連結納税から離脱し、後に開始した請求人を連結親法人とする新たな連結納税において連結欠損金額相当額を引き継いで連結事業年度の損金の額に算入して確定申告を行った

というもの。これに対して原処分庁は、再度の株式交換は税負担を減少させることを意図したものであり、これを容認した場合には法人税の負担を減少させる結果となるとして、連結法人に係る行為又は計算の否認規定（法人税法132条の3）を適用し損金算入を認めなかったことから、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案である。

### 互いの事業成長を図ることが目的

請求人は、請求人が行った株式交換等の一